

**原文： 12 Punkte für die Vollendung des Atomausstiegs
-die Position des Bundesumweltministeriums**

https://www.bmu.de/fileadmin/Daten_BMU/Download_PDF/Nukleare_Sicherheit/12_punkte_atom_ausstieg_bf.pdf

.....

2021年3月11日現在

**脱原子力完了のための 12 項目
連邦環境省の基本姿勢**

ドイツは、2011年3月11日の福島における原子炉災害の後、遅くとも2022年末までに原子力の商業利用から脱却することを、全政党の合意のもとに決めた¹。この決定により、とどのつまりは制御できない原子力リスクが人と自然のためにこの国では最小限に減らされる。ドイツ最後の原子力発電所のスイッチが2022年末に切られると、我々は歴史的な目標を達成することになる。これは、過去何十年にわたり、脱原子力およびエネルギー転換のために繰り返し力を尽くしてきた何千人という人々のおかげでもある。

しかし連邦環境省は、脱原子力に向けたみずからの努力は終わった、とはまだまだ見ていない。むしろその反対である。我々は全力をあげて働き続ける。なぜなら、脱原子力は2022年末にはまだ完了しないからである。ドイツに、ヨーロッパに、そして世界じゅうに、首尾一貫した更なる措置を必要とする核リスクが残るからである。

¹ 訳者註：ドイツ連邦議会は2011年6月30日に、ドイツにおける核エネルギー利用を2022年末までに段階的に終わることを与党・野党の広い支持を得た過半数（600票のうち賛成513票）で決議した。福島原発事故が起こった時点で、ドイツでは17基の商業用原発が稼働していたが、そのうち7基の運転が過渡的に即時停止された。その後の上記の議会決議の結果、これら7基プラス1基の計8基が運転を終えた。2015年、2017年、2019年に各1基が加わったので、2021年3月11日の時点で稼働しているのは残る6基である。2022年末に3基が、そして遅くとも2022年末に最後に残る3基が稼働を終える。

原子力のリスクは国境でストップしない。従って外国で引き続いて行われる核エネルギー利用はドイツの利益ではないし、国家の援助を受けて欧州連合（EU）圏内に新設されるものは言わずもがなである。特に国境近くの地域では、隣国の老朽化した原子力発電所の稼働について多くの人々が心配している。同時に、これら原子炉の運転年数が多くの場合、ほんらい許可された操業年数を超えて、あるものはかなり長く延長されようとしている。連邦環境省はこれら住民たちの憂慮を共にし、彼らの利益が守られるよう全力を尽くす。

気候保護に関する議論において連邦環境省は、原子力は筋の通った理由で気候保護のための解決策ではない、という明白な態度をとっている。全世界の主要エネルギー消費²における原子力エネルギーの割合は5%にも満たない。すでにこのことによって、原子力エネルギーは気候目標の達成に本質的に貢献できない。そのうえ原子力は常に残余リスクをはらんでいる。また、原子力はお金がかかりすぎる。まさに再生可能エネルギーに比べても高すぎ、加えて再生可能エネルギーの拡大をはばむ。なぜなら原子力は鈍重なので、分散型の再生可能エネルギーシステムに調和しないからである。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分問題はいまだ地球上のどの国においても解決されていない。その事後負担額は莫大で、将来世代に重荷を負わす。これらは次のことを示している。すなわち、核エネルギーは過去のものであり、再生エネルギーに未来があることを。

福島原子力発電所事故 10 周年を機に連邦環境大臣スヴェニア・シュルツェは、脱原子力を完了させるための彼女の基本姿勢を提示した。目標は次のことである。すなわち、より優れた安全性、より多くの再生可能エネルギー、原子力からの完全なる脱却、である。連邦環境省が今後年月をかける職務の指針となる 12 項目のガイドラインは、次の3分野に区分される。

A. ドイツの脱原子力を完了する： 核関連工場を閉鎖する・最終処分を促進する・再生可能エネルギー拡大を加速する

² インターナショナル・エネルギー・エージェンシー（IEA）の Key World Energy Statistics 2020（2018年のデータ調査）を参照。

B. ヨーロッパ内の核リスクを削減する・協働を強化する

**C. 核の安全性を全世界で高める・専門知識に基づいた能力を保持する・事実
即した情報を入手する**

個別には次のようになる。

**A. ドイツの脱原子力を完了する： 核関連工場を閉鎖する・最終処分を促進す
る・再生可能エネルギー拡大を加速する**

原子力利用の終わりでもって原子力エネルギー時代にけりをつけることは、我々の
もとではまだまだできない。

1. リンゲンおよびグローナウの核関連工場を閉鎖する

国外の核施設のための燃料物質の製造はドイツにおける脱原子力とは相容れない、
というのが連邦環境省の見解である。ゆえに連邦環境省は、立法議会の次の任期中
に実行に移されるべきリンゲン（核燃料物質製造工場）とグローナウ（ウラン濃縮
工場）両施設の閉鎖のために努力する。連邦環境省が委任した専門家の判定によれ
ば、閉鎖は法的根拠をもった可能なものであるとのことである。しかし、連邦環境
省がこれを前倒しするのに必要な連邦政府内の協力を得るのは、立法議会の今の任
期中にはできない。連邦環境省の考えでは、国境近くにある他国の老朽化した原子
力発電所がドイツで製造された核燃料物質で稼働されているという我慢できない状
況を終えるために、リンゲンの核燃料物質製造工場とグローナウのウラン濃縮工場
の稼働を終了するための法的規制は、法的根拠をもった正しい解決策である。

2. 風と太陽がより早く原子力と石炭の代替となるように再生可能エネルギーの拡大 を加速する

福島での原子炉事故後に脱原子力エネルギーが決議されて以来、ドイツの原子力発
電所と石炭火力発電所の電力量は半減した。同時に、再生可能エネルギーの電力量
は倍増した。再生可能エネルギーは、原子力や石炭による旧式エネルギー界を代替
できることを、また、ドイツのような工業国においても再生可能・安全・清潔・未
来志向であるエネルギーの供給を保証できることを、立証したのである。

連邦環境省の考えでは、削減されてゆく旧来の電力量すべてを再生可能エネルギーで補う、というのが目標でなければならない。なぜなら、そうであってのみ持続可能だからである。ということは、現在までに計画された再生可能エネルギーの電力量でもって、「成長・構造改革・雇用」委員会が勧めたように、原子力発電と明らかに減ってゆく石炭火力発電とを代替することができたのである。いま大切なことは、断固として次の一步を踏み出し、欧州連合（EU）のよりレベルの高い気候目標を眼前に、再生可能エネルギー拡大のために2030年まで二倍の努力をすることである。これが、ドイツとEUは2050年までに温室効果ガスニュートラル(排出ゼロ)になる、という我々の目標に向けた、信頼するに足る、かつ、理性的な道筋であろう。

3. 最高の安全性に基づいた高レベル放射性廃棄物処分を決然と促進する

核廃棄物問題の解決は社会全体の極めて大きな課題である。核エネルギー利用を終える、という決議と共に、最終処分立地探しのための新しい道も開かれたのである。つまり、高レベル放射性廃棄物を処分するための立地探しは、立地選択法の議決によって法的に定められたのである。その手続きは、事前に定められた判断基準に沿って学術的かつ透明性を持って進められる。手続きはパルティチパティーフ（partizipativ）³に、すなわち広く市民参加のもとに具体化されなければならない。そのために立地選択法は、市民参加に関する数多くのコンセプト(参加形式)を想定している。最終処分場探しをすることによって我々は正しい道を歩んでいるのであり、その道を断固として進んで行くだらう。たとえその道が長くかかり、手間ひまがかかり、そして最後には沢山のお金がかかるとしても、である。高レベル放射性廃棄物を保管するために最高の安全性を100万年間にわたり提供できるに適した立地を探す、ということは、とてつもない挑戦である。この廃棄物の処分には安易な解決策は皆無である。他の諸国、例えばフィンランド、フランス、スイスに核廃棄物の処分計画はあるが、高レベル放射性廃棄物のために操業している最終処分場はいまだ世界のどこにもない。

³ 訳者註：英語は participatory。

核廃棄物問題を解決するための最終処分場探しにおいて、ドイツはすでに現時点で、原子力発電所を持つ多くの他国よりも先行している。連邦環境省は、立地選択手続きが10年以内に実りある形で終わるように、できることをすべて引き続き実施する。これは、特に中間貯蔵管理施設の近くに現在住んでいる人々に対する我々の責任である。

4. より多くの情報・より多くの市民参加を可能とする

高レベル放射性廃棄物の最終処分のための立地探しにおいて、我々はドイツで新しい道を歩んでいる。その一つが、立地探しのプロセスがパルティチパティーフに、すなわち、世間一般の人々の広い参加によって為されなければならない、という点である。一般の人々の参加は、他の諸計画においても約束されており、例えば高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵管理施設の認可においてである。中間貯蔵管理施設の操業認可のすべては、操業可能な最終処分場ができる以前に順次終わる。ゆえに両者の引き継ぎに関する規則は、一般の人々の参加のもとに為されなければならない。連邦環境省は、人々を啓蒙し情報を提供するためになお一層の努力をする。連邦関係省はホームページおよびその他の多種多様な方法で、例えば、人々が核の安全性に関する情報を手軽に入手できるように、核の安全性に関するインフォボードを連邦州と共に作成した。近い将来に核エネルギー利用がドイツで終わった後、原子力の問題性とリスクについては、もはや数年前のように熱心に討論されないだろうから、これらの情報はなお一層のこと重要である。かたや核エネルギー賛成者たちは言語武装をしている。すなわち、核エネルギーは、稼働中のCO₂排出が少ないテクノロジーとして、また、気候保護目標を達成するために必要な「持続可能」テクノロジーとして、賞賛されている。また、小型モジュール原子炉（SMR=Small Modular Reactors）やその他のさらに開発された一連の原子炉は、ほとんど無事故で制御可能、と称されている。しかし、事実はこれらの主張に明らかに反する。新しい、あるいは新しいと勘違いされている核テクノロジーにおいても、原子力の甚大なリスクと危険性は、明白に指摘されなければならない。

それゆえに連邦環境省は情報提供を拡大する。我々はさらに多くの市民に近くなり
たい。その一つが、教師や児童・生徒に、専門的な土台にもとづく理解しやすい情
報を手渡すことである。

B. ヨーロッパ内の核リスクを削減する・協働を強化する

ドイツは脱原子力により、核に批判的な EU 加盟国のグループを強化する。EU 加盟
国の半数は、原子力利用に賭けることを最初から決してしなかった。ドイツの隣国
であるオーストリア、ルクセンブルク、デンマークなどは、そもそも原子力事業に
まったく参加しなかったのである。他にはベルギーも、稼働中の原子炉のスイッチ
を切る具体的な日付けがある、脱原発を決議している。スペインは、脱原発を検討
している。イタリアとリトアニアは、福島原子炉事故後に原発再稼働を否決し
た。原子力支持者であるフランスですら電力供給における核エネルギーの割合を
50%に低減しようとしており、フェッセンハイム原発のスイッチを切った後、その
他にもスイッチを切ることを決議した。2022 年末にドイツ最後の原子炉のスイッ
チが切られると、原子力により電力を製造する国は、EU 加盟 27 か国の半数以下にな
る。

5. 核に対して批判的な国々との団結を求める

連邦環境省は考えを同じくするヨーロッパ内の諸国と共に、さらなる国々が脱原子
力路線に加わるように積極的に呼びかける。我々は、欧州原子力共同体
(Euratom) 条約の核エネルギー利用に関する目標決定の個々の件において、将来
の課題挑戦に適合するように引き続き努力する。

国により助成された原発が EU 圏内に新設されるのはドイツの利益にならないし、
気候保護およびエネルギー転換の意図にもそぐわない。核エネルギーはもはや経済
的に儲からない、CO₂ 排出は少ないがクリーンでない、また、避けられない残余リ
スクをはらんでいる。その事後処分費用は甚大で、将来世代に負担をかける。同じ
ように放射性廃棄物の処分は手間ひまがかかり、長期にわたり、そしてお金がかか

る。我々は EU 圏内でエネルギー効率改良および再生可能エネルギー拡大のための具体的な共同目標を持っている。

6. 老朽化し過ぎた原発の安全性リスク：稼働期間延長に反対し、関与させることを要求する

すべての国は自国のエネルギー供給に関し主権を有している。このことを我々は尊重する。しかしチェルノブイリ原子炉事故は、核事故においては人と環境にたいする影響が遠く離れた国々におよび得ることを、印象深く示した。ゆえに我々は今後とも——ヨーロッパおよび国際レベルで——核の最大限の安全性のために力を尽くす。

とりわけ我々が心配するのは、通常は 40 年と定められた稼働期間をそれ以上に超えた多くの原子炉の老朽化が、進んでいることである。この 2020 年代なかばには、EU 圏内に今ある原子力設備のすでに半数以上が、いわゆる長期稼働のものになる。原子力発電所の老朽化の対策は、包括的にではなく個別的にしかできない。システムアップは技術的にも経済的にも限界があり、例えば、もろくなった原子炉圧力容器を取り替えることはできない。ゆえに連邦政府は、原子力発電所の稼働期間の延長を拒否する。連邦環境省は、稼働期間延長に関して透明性が保たれるよう、また、国境に接する諸国およびその住民の関与が保持されるよう、特に力を入れて努力する。少なくとも越境環境影響評価（UVP⁴）が実施されるべきである。

目標達成のためのひたすらな努力による交渉の結果として、EU 理事会議長をドイツが務めた期間中の 2020 年 12 月に、越境環境影響評価に関するエスポー条約⁵に国際法上拘束力をもったガイドラインを決議させることができた。ガイドラインは、稼働期間延長に際し、いかなる前提条件下で越境環境影響評価が実施されなければならないかを明示している。エスポー条約には 45 か国が参加している。このガイドラインは、稼働期間延長においても特別条件下で越境環境影響評価の義務づけを明

⁴ ドイツ語 Umweltverträglichkeitsprüfung の略。

⁵ 訳者註：1991 年 2 月 25 日、フィンランドの Espoo で、越境する大きな負の環境影響を回避/補償するために採択された条約。

確にする欧州司法裁判所（EuGH）の原子力発電所稼働期間延長に関する司法を、一般基準としている。このことによりこのガイドラインは、老朽化した原子力発電所を持っている EU に加盟していないスイス、英国、ウクライナ、ベラルーシに対しても、拘束力をもつ。

連邦環境省は今後ドイツの越境環境影響評価法に従って、国境を越えた手続きに関与する各連邦州担当局を、専門面においてさらに強く支援する。

7. EU 内外の原子力発電所のために公共金を拠出しない

連邦環境省は、原子力は助成する価値があるとするヨーロッパ助成枠組みやガイドライン、また、ヨーロッパ助成措置について引き続き断固として反対する。我々は、EU の財源による原発補助金を、また、いかなる原発の新設にも、公共的に助成することを拒否する。これは輸出保証においても言える。

連邦環境省の考えからすれば、気候保護目標を達成するための、また、ヨーロッパ全体の脱炭素化のための再生可能エネルギーを促進させるために、グリーンで・安全で・持続可能なテクノロジーのみが、EU によって融資されるべきである。また連邦環境省は、全ヨーロッパで脱炭素を促進するうえで、原子力はとりわけ未解決の最終処分問題があるため、EU の環境政策条例の趣旨にのっとった持続可能なものではあり得ないことを、また、原子力は環境政策条例の要求事項によって矛盾なく除外されることを、確信している。

連邦環境省は、現在進行中の EU 補助金改正において、核エネルギーから脱却したいと思っている、あるいは脱却した EU 加盟国の利益が広範囲におよんで考慮されるように努力する。

核エネルギーは気候保護の目標を達成するための適切な手段ではないし、また過渡的テクノロジーとしても適していない。事後負担額やリスクなどを考慮すると、原子力は電力を得るための最も高価な選択肢である。再生可能エネルギーという、はるかに安くて安全で持続可能なエネルギーのテクノロジーが提供されている。

特に、多くの発展途上国や準工業国において原子力発電所の新設は、財政的に緊縮した国家予算に何十年にもわたり深刻な負担をかけ、他の方法で将来性があるエネルギー供給のために用いることができる財源を縛ってしまうことになるだろう。気候変動に対する闘いにおいては、冷却水を必要とするがゆえに気候に負担をかける原子力発電所の長期にわたる計画と建築のために費やす時間はもはやない。重大な短所はさらに列挙できる。

これらの理由により、ドイツ復興金融公庫（KfW）によるドイツの二国間開発援助資金は、核エネルギー利用プロジェクトへの助成を除外する。多国間開発援助銀行も廃炉以外の原子力プロジェクトへの資金援助をしない。連邦環境省は、開発援助銀行が今後も核エネルギープロジェクトを助成しないように、引き続き尽力する。

8. 国境近くにある原子力発電所 —— 二国間の委員会を強化する

連邦環境省は、原子力発電所を稼働させている隣国すべてと、つまりベルギー、フランス、オランダ、チェコ、スイスと、二国間原子力委員会を設けている。これらの委員会で、核の安全性および放射線防護の問題について定期的に意見交換がなされている。この継続的な意見交換は信頼感を生み出し、隣国との有益な共同作業にとり欠かせない土台である。我々はこのような協働を深めたい。我々がこれからも特にしたいことは、厳密に注視し、場合によっては、我々の疑問が納得がいくように解明されるまで批判的に問い続けることである。我々は二国間原子力委員会を拡充し、より深め、強化したい。遅くとも 2022 年末までにドイツ最後の原子力発電所のスイッチが切られるが、まさにその後に目を向けてである。

9. ドイツの脱原子力後も放射線緊急事態防護を高いレベルで保持し、国際的な結びつきを深める

2011 年の福島原子炉事故は、核エネルギーの商業的利用の結果として生じ得る危険に迅速・専門的・的確に対応できるように、放射線緊急事態防護が国家安全機構の基本要素でなければならないことを強烈なかたちで露わにした。日本での出来事は、ドイツの既存の機構を点検することへとつながり、その結果、重要な変更と緊

急事態防護の刷新がおこなわれた。福島原子炉事故から導き出された結論として連邦政府は、連邦環境省のイニシアチブによる連邦と連邦州の包括的な新緊急事態マネージメント・システムを、2017年の新放射線緊急事態法に定めた。放射線緊急事態に対して調整かつ統一のとれた反応ができるように、連邦環境省内に連邦の新しい放射線状況センターが設置された。

福島災害から得た経験は、連邦および連邦州の緊急事態マネージメント・システムの重大な改善のための里程標であり、また、出発点であった。定期的な訓練と評価などから今までに得た認識は、放射線状況センター設立および統一的な放射線状況図によって、放射線緊急事態に対するドイツの反応力が極めて信頼のおける土台に立っていることを明らかに示している。

特に、一般緊急事態計画および所管を包括した連邦と連邦州の特殊緊急事態諸計画が定着したことにより、放射線緊急事態に対して重要な全専門分野がドイツにおいて全国的に準備できているように、準備をさらにおし進める。これについて我々はたゆまず努力し、高いレベルをさらに上げる。なぜなら、ドイツが原子力利用から離脱した後も、ヨーロッパにおける原子力発電所の稼働は続き、ドイツに著しい影響をおよぼす重大事故のリスクは存続するからである。それゆえに連邦環境省は、国際的な強力な協働によって緊急事態防護計画を国境を越えても調整できるように、我々の近隣諸国との二国間および多国間コンタクトを緊密に保っている。大切なことは、事故が発生した場合、住民を保護するために国境の双方において出来るだけ統一のとれた的確な措置が講じられることである。

C. 核にたいする安全性を全世界で高める・専門知識に基づいた能力を保持する・事実 に即した情報を得る

10. 高い安全基準のために世界に関与する

ドイツは、全世界において最高度の安全基準が原発に適用されよう努める。そのために我々は、ドイツ最後の原発のスイッチが切られてもヨーロッパおよび国際委員会に積極的に参加する。我々の近隣諸国および他国の核政策状況を絶えず見守

り、安全に関する我々の見解を提示する。これは、その時々之二国間共同作業の枠内において行うが、核安全問題が言及されるヨーロッパの、また国際的な権威ある委員会においても行う。その際に我々が尊重することは、原発の安全技術面の評価責任は、その国の原子力に関する法律により、そのとき担当している監督官庁が持つことである。この監督官庁にのみ、安全技術面の包括的評価に必要な情報のすべてがある。

このような積極的な参加がいかに重要であるかは、福島以来、あらゆる努力にもかかわらず完全に解明されない重大極まる核事故が示している。2017年9月末に放射性アイソトープ、ルテニウム 106 のかなりの放出があった。間接状況証拠と分析は、放出場所がウラル南方であることを指し示している。ドイツは、他国が真似できないほど積極的にこの解明作業に参加し、当テーマに関する国際検査委員会および国際組織の催しの枠内において、解明作業を前進させるための原動力となった。そのときに得た重要な認識は次のことである。すなわち、誤って放出の原因をつくった国が、自国の核技術施設におけるそのような放出の出来事は知らない、と申し立てるとき、正確な放出場所、ましてやその原因についての解明はほとんど見込みがない、ということが証明されたことである。連邦環境省の見地からすれば、このような放出の責任者と場所がはっきりしない今後の出来事に対し、測定値やその他に分かった情報を即座にすでにある情報システムをとおして交換できるよう、国際共同体はより迅速に反応できなければならない。

11. 核に対する責任を改善 —— 我々の優先順位は被害予防と犠牲者保護

ドイツは、核被害事件において発生した損害に対して原子力発電所稼働者は無制限に —— すなわち、稼働者の企業資産すべてで —— 責任を持つ、という世界でも数少ない国に属する。原子力発電所が稼働されている国のほとんどでは、核被害事件における原子力発電所稼働者の責任は、総額で制限されている。犠牲者の保護を改善するためにドイツは、既存の国際法の枠内で、稼働者の無制限責任のために尽力する。

12. 専門知識に基づいた能力を保持し、国際的な原子力の討議および新原子炉構想に確かな事実を提供する

ドイツ最後の原子力発電所のスイッチが切られた後も、核の安全性を対象とした専門知識に基づいた能力開発と後継者育成がなされなければならない。そのために連邦環境省と連邦経済エネルギー省は、連邦教育研究省の参加のもとに、共同責任で連邦政府の草案を作成した。その際、将来において必要とされるであろう重要な立役者たち（連邦および連邦州の認可局と監査局、専門家組織、助言委員会、原発稼働企業、研究機関、大学、産業界）を考慮した。2020年8月に内閣で決議された草案は、具体的な措置の目録を述べている。目録は次の分野にわたる。すなわち、職業教育と見習い、継続研修と専門分野拡大研修、研究と開発、学術、委員会作業とネットワーク、国際的なつながりと越境活動、社会における職業上の将来の見通しと承認などである。

ドイツが引き続き国際的な原子力の討議に積極的に参加できるよう、また、一部で広まっている神話に最新の確固たる事実で対抗できるよう、専門知識に基づいた能力保持も大切である。目下のところ小型モジュール原子炉（SMR）構想が、あたかも安全かつ持続可能で、将来世代に対して公正な明日のエネルギーを製造するための前途有望な貢献であるかのように宣伝されている。事実は、そう大したことではない。それらの構想は、技術的にはたいがい新しい皮袋に入った古いぶどう酒のようなもので、すでに何十年も前に開発されていながら、依然として未解決のままになっている容易ならぬ問題があるため、実践段階で実現できなかった試みに基づいたものである。加えて小型モジュール原子炉の開発・建設・稼働・廃炉は、従来の原発に比べ、原子力の安全性の面において、また、安全確保のための措置および核兵器非拡散の分野において、さらに数多くの未解決問題とリスクを投げかける。小型モジュール原子炉に関連した広範囲にわたるたびたびの安全約束について、今までのところ負託にこたえうる証拠がない。また、最終処分に関する未解決問題も、小型モジュール原子炉を使用する場合はそのまま残る。本質的には既存の原発構想に基づいている小型モジュール原子炉は、同じような量の放射性廃棄物をつくりだす。放射性廃棄物の量がかかり低減され得るという証明は、現在までの原子炉新構

想にはない。塩溶液や鉛などの新冷却材の使用によって、より多くの廃棄物が出てくるかもしれない。

要は次のことである。すなわち、小型モジュール原子炉は、（数字で比較すれば）少数の大施設の核エネルギー生産の短所を、多数の小施設に移すのである。差引勘定してみれば、施設は小さくなるが、問題は総計ではむしろ大きくなる。小型モジュール原子炉は将来に通じる道ではなく、方向間違いである。我々はこれらの理由から、このような構想に反対し、助成の価値なしとする。

しかしヨーロッパおよび世界のいくつかの国に、小型モジュール原子炉使用の可能性をもった複数のプロジェクトがある。連邦環境省は、このような進展を極めて深刻に受けとめ、注意深くかつ批判的に追究する。

訳： 奥道直子

2021年5月20日